

決 定 理 由 書

1．案件名

富良野都市計画特別用途地区の決定（富良野市決定）

2．都市計画決定の背景

我が国の都市を取り巻く状況は、モータリゼーションの進展等を背景とした公共公益施設の郊外移転や大規模集客施設の郊外立地が進み、都市機能の無秩序な拡散が進行し、中心市街地の衰退が問題となっており、富良野市においても同様な傾向となっている。

そのため、今後の人口減少・超高齢社会に対応するため、都市の既存ストックを有効活用しつつ、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造の実現を目指したまちづくりを進めることが求められている。

また、都市の秩序ある整備を図るため平成 18 年に都市計画法等の一部が改正され、大規模集客施設が立地できるのは、現行 6 用途地域から 3 用途地域になったところである。（平成 19 年 11 月施行）

3．都市計画決定の目的

広域的な都市構造やインフラに大きな影響を与える大規模集客施設の立地については、商業地域・近隣商業地域に限定し、市内の準工業地域については地域の身近な生活サービスの集積にとどめ、市全体として均衡のとれた都市構造を目指し、良好な都市環境を形成するものである。

4．都市計画決定の内容

用途地域内の準工業地域全域において、特別用途地区（大規模集客施設制限地区）を都市計画に定めるものである。

また、大規模集客施設制限地区における建築物の規制は、富良野市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例によるものとする。

< 主な規制建築物 >

- ・劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券場その他これらに類する建築物でその用途の供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの